

かすみがうら市議会議会運営委員会会議録

令和5年11月21日 午後 1時22分開 議

出席委員

委員長 矢口龍人
副委員長 佐藤文雄
委員 岡崎勉
委員 小倉博
委員 久松公生
委員 櫻井健一

欠席委員

なし

委員外議員

議長 小座野定信
副議長 櫻井繁行

出席説明者

市長 宮嶋謙
市長公室長 横田茂
総務部長 中泉栄一

出席書記名

議会事務局長 金子俊文
議会事務局補佐 谷中博文
議会事務局係長 折本尚充

議 事 日 程

令和5年11月21日（火曜日）午後 1時22分 開 議

1. 開 会
2. 市長あいさつ
3. 議長あいさつ
4. 事 件
 - (1) 令和5年第4回定例会の運営について
 - ・ 提出予定案件の概要について
 - ・ 要望書等の取り扱いについて
 - (2) その他
5. 諮問に対する答申（案）について
6. 閉 会

開 議 午後 1時22分

○矢口龍人委員長

それでは、皆さん、こんにちは。

委員の皆様にはお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

時間前ではございますが、全員そろいましたので、会議を開かせていただきます。

ただいまの出席委員は6名で、会議の定足数に達しております。

それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。

本日は市長にご出席いただいておりますので、ごあいさつをいただきたいと思います。

○市長（宮嶋 謙君）

本日は、第4回定例会招集告示日の市議会運営委員会、大変ご苦勞様でございます。

それでは、第4回定例会に提出予定の議案につきましてご説明をさせていただきます。

今定例会に提出を予定しております議案については全部で14件でございます。内訳といたしましては、条例に関する議案が7件、予算に関する議案が5件、その他の議案が2件でございます。

なお、議案の概要につきましては、担当部長から説明させていただきますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

次に、小座野議長からごあいさつをお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

改めましてご苦勞さまでございます。

開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方には何かとお忙しい中、大変ご苦勞さまでございます。

本日は、10月24日に貴委員会に諮問させていただきました令和5年第4回定例会の運営につきまして、引き続きご審議をお願いいたしたいところであります。よろしくお願い申し上げます。

また、11月15日付、市長から令和6年かすみがうら市議会定例会の招集予定期日に関する通知がござ

いました。その写しをタブレットのほうに掲載させていただいております。市長から通知がありました招集予定期日を基に、令和6年かすみがうら市議会定例会の日程案をそれぞれ作成し、後日ご提案したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

それでは、次に、書記を指名いたします。

議会事務局、折本係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは早速、本日の日程事項に入ります。

○矢口龍人委員長

本日の事件は、（1）令和5年第4回定例会の運営についてであります。

初めに、提出予定案件の概要についてを議題といたします。

説明を求めます。

○総務部長（中泉栄一君）

提出予定案件のうち、予算関係は横田公室長から、それ以外は総務部の中泉が説明をさせていただきます。

それでは、まずは私のほうからお願いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長、前に言ったように、説明が二度になるんで、概略だけでここを早く終わらせて全協に移りたいと思いますので、お願いします。

○総務部長（中泉栄一君）

はい。まず概要書の1ページをご覧ください。

議案第62号 かすみがうら市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定についてでございます。

本市と結びつきの深い法人に対し、必要に応じて市役所から職員を派遣することができるよう条例を制定するものです。

ちなみに同様の派遣条例は茨城県庁と県内市町村合わせて42団体のうち39団体が既に制定済みとなっております。

施行年月日は公布の日ということになります。

続きまして、概要書2ページ、議案第63号 かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

令和5年8月の人事院勧告に伴って、令和5年度及び令和6年度以降の給料及び期末手当について、国に準拠した制度とするため、本条例を制定するものでございます。具体的には、給料の改正については表のとおりですが、1%程度の引上げ、期末手当については前年度比0.1月分の引上げとなります。

施行年月日は公布の日から施行となり、令和5年度の給料及び期末手当については令和5年4月1日からの適用ということになります。

続きまして、概要書の4ページになります。

議案第64号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

こちらの条例も先ほどの議案第63号と同様、人事院勧告に伴って、令和5年度及び令和6年度以降の期末手当を0.05か月分引き上げるものとなっております。

対象職員は市長、副市長、教育長、市議会議員となります。

施行年月日は公布の日から施行となり、令和5年度の給料及び期末手当については、令和5年4月1日から適用ということになります。

続きまして、概要書の6ページ、議案第65号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

こちらもしきの議案と同様に、人事院勧告に伴って、給料、期末手当及び勤勉手当を引き上げるということになっております。

施行年月日は公布の日から施行となり、令和5年4月1日からの適用となります。

なお、これに準じての会計年度任用職員の給与の引上げに関する条例議案及び補正予算の提出については、3月の定例会で予定しておりますけれども、こちらにつきましても令和5年4月1日に遡及しての支給ということになります。

概要書の8ページ、議案第66号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、地方税法において、産前産後期間の国民健康保険税の軽減について新たに規定されたため、条例の一部を改正するものでございます。

施行年月日は令和6年1月1日ということになります。

続きまして、概要書9ページ、議案第67号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

消防法施行規則関係省令等の改正に伴っての条例の制定となります。その内容ですが、まずは1点目として、蓄電池設備に関する改正で、新たな種別の蓄電池への対応や、現在普及している蓄電池設備のさらなる大容量化が見込まれることによるものです。

2点目は、厨房設備に関する改定で、固体燃料を使用する厨房設備は、近年防災上の安全措置が講じられていることから、基準の見直しが行われるものでございます。

施行年月日は令和6年1月1日となります。

続いて、概要書11ページ、議案第68号 かすみがうら市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例の制定についてでございます。

勤労青少年ホームを令和6年3月31日をもって閉館するのに伴い、条例を廃止し、併せて同日閉館する稲吉児童館についてもかすみがうら市立児童館設置及び管理に関する条例から稲吉児童館に関する規定を削除するよう、一部改正するものでございます。

施行年月日は令和6年4月1日となります。

続きまして、25ページ、議案第74号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の解散についてでございます。

本組合は、神立駅西口地区土地区画整理事業に関する事業を土浦市とかすみがうら市で共同で行うため、平成23年1月に設立した一部事務組合でございますが、事業完了に伴い、令和6年3月31日をもって解散するため、議会の議決を求めるものでございます。

概要書26ページからです。

議案第75号の公の施設の区域外設置に関する協議についてでございます。

神立西口駅前広場につきましては、議案概要書28ページ、29ページのとおり、一部に本市の行政区域が含まれておりますが、効率的な管理運営を図れるよう、本市の区域内に土浦市道、神立中央一丁目11号線の一部を設置することについて協議をするため、議会の議決を求めるものでございます。

また、追加議案といたしまして、12月12日の議会最終日にかすみがうら市農業委員会委員の任命についてを提出する予定となっております、私からの説明は以上でございます。

○市長公室長（横田 茂君）

それでは、私のほうから予算関係の議案のほうをご説明させていただきます。

概要書12ページ、議案第69号 一般会計補正予算の第7号でございます。

歳入歳出予算の総額に3億3363万円を追加いたしまして、292億5821万9000円とするものでございまして、この補正には繰越明許の設定がございます。内容につきましては、志士庫小学校等の改修設計と旧かすみがうら保健センター及び勤労青少年ホーム等の解体の設計等の経費でございます。

また、債務負担行為として、千代田ショッピングモールへの庁舎機能の移転に伴いまして、賃料分の負担行為を設定する内容でございます。

今回の補正の内容につきましては、ただいま画面のほうで映しておりますとおり、概要書の16ページから所要の内容を掲載してございますので、確認のほうをお願いいたします。

続きまして、第70号 国民健康保険特別会計の補正予算の第1号でございます。

歳入歳出予算の総額に542万7000円を追加いたしまして、43億4342万7000円とするものでございます。

議案の概要書20ページでありますけれども、内容につきましては人件費の調整とシステム改修等の経費ということでございます。

続きまして、議案第71号 介護保険特別会計の補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出の総額に397万1000円を追加いたしまして、37億3776万4000円とするものでございまして、人件費の調整等、国庫への返還金の内容になります。

続きまして、議案第72号 水道事業会計の補正予算の第2号でございます。

今回の内容につきましては、収益的収支のうちの収入についてでありますけれども、総額10億6544万6000円とするものでございまして、資本的支出につきましては、総額を7億8527万3000円とするものでございまして、人件費の調整と漏水等に伴う修繕や企業債の償還分でございます。

続きまして、議案第73号 下水道事業会計の補正予算の第1号でございます。

資本的支出の総額を10億1083万円とするものでございまして、人件費の調整分でございます。

説明につきましては以上でございます。

○矢口龍人委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして何かございましたら、挙手の上ご発言をお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、ご質問等がないようですので、これで執行部の方にはご退席をいただきます。ありがとうございました。

暫時休憩します。 [午後 1時35分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時36分]

次に、要望書等の取扱いについてを議題といたします。

令和5年第3回定例会以降、本日までに要望書等を2件受け付けております。

それでは、要望書等をお目通し願いたいと思います。

暫時休憩します。 [午後 1時36分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時36分]

お諮りいたします。

本日までに議長が受理しました農業委員への女性登用のお願い及び地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望につきましては、先例のとおり、その写しを議場に配付することによりよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

次に、諮問に対する答申案を議題といたします。

答申案のデータをタブレット端末にお送りいたしますので、お目通しを願います。

暫時休憩します。 [午後 1時38分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時38分]

それでは、答申(案)につきましてご意見等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

それでは、ないようですので、ここでお諮りをいたします。

本案のとおり、議長に答申し、本委員会終了後に開催されます全員協議会で報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほかに何かございましたらお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

ないようですので、本日の議会運営委員会を散会といたします。

ここで委員各位にお知らせをいたします。

第4回定例会の議案日程等を審査するために、11月28日火曜日、午前9時から本委員会の開催を予定いたします。詳細は各委員に追ってご連絡をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 1時38分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

議会運営委員会委員長 矢口龍人